

第15 パッケージ型消火設備

令第29条の4第1項の規定に基づく、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第1条で規定するパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

1 設置要件

パッケージ型消火設備を設置できる防火対象物は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下この第15において「告示第12号」という。）第3によること。この場合において、告示第12号第3の各号中「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、次の（1）から（3）までのすべてに適合する場所とすること。

(1) 火災の際煙が有効に排除でき安全に初期消火を行うことができる、次のいずれかに該当する場所であること。

ア 外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有する場所

イ 建基令第126条の3に規定に適合する排煙設備が設けられている建築物又は建築物の部分 ◇

ウ 建基令第126条の2各号に掲げる建築物又は建築物の部分（※） ◇

※ 平成12年建設省告示第1436号に掲げる部分を含む（建基令第126条の2第5号）。

エ 区画避難安全検証法（建基令第129条の6）、階避難安全検証法（建基令第129条）又は全館避難安全検証法（建基令第129条の2）により、建基令第126条の2及び第126条の3の規定が適用除外となる建築物又は建築物の部分

(2) 避難時には避難口（規則第28条の3第3項第1号に定める出入口をいい、同号ハ中の括弧書きで除かれている出入口を含む。以下この第15において同じ。）を容易に見通すことができ（各部分から柵等による視認障害がなく、出入口であることを直接判別できる状態をいう。以下この第15において同じ。）、又は当該開口部から避難できる、次のいずれかに該当する場所であること。

ア 避難口を容易に見通すことができる場所

イ 外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部から避難できる場所

ウ 通路誘導灯又は誘導標識（蓄光式のものに限る。）の誘導により、避難口に到達できる場所 ◇

エ 避難口に面しない室のうち、当該室の出入口を容易に見とおすことができ、かつ、出入口付近において避難口を容易に見とおすことができる場所 ◇

(3) 自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及び指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う場所その他これらに類する場所（第1節第1 令

第2章第2節 第15 パッケージ型消火設備

別表第一の取扱い1、(2)、アに規定している機能的に従属している場所を除く。) 以外の場所であること。 ◇

((1)平28、(1)令3・一部改正)

2 設置維持の基準

告示第12号第4の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所は、次に掲げる主要な避難口付近とすること。 ◇

ア 避難階（建基令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この第15において同じ。）にあっては屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口。以下イにおいて同じ。）

イ 避難階以外の階にあっては直通階段の出入口

(2) 前(1)によるほか、前1、(3)括弧書きで除かれる場所を有効範囲とする場合は、当該場所以外の場所で、消火活動後、容易に避難することができる場所に設置すること。 ◇

(3) 屋内消火栓設備とパッケージ型消火設備の両方を混在して設置する場合は、告示第12号第9に規定する表示とあわせて、貯蔵容器の直近の見やすい箇所に、当該パッケージ型消火設備が防護する部分を記載した表示を設けること。 ◇

(4) 消火薬剤放射時間が短いため、操作方法等を関係者へ周知し、熟知させること。

3 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

(1) 前1、(1)又は(3)に適合しない場所であっても、次のア及びイに適合する場合は、パッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 前1、(2)の規定に適合する場所であること。

イ パッケージ型消火設備を設置することにより、延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められること。

(2) 告示第12号第3に規定する防火対象物又はその部分で、次のすべてに適合する地階については、前1、(2)、ア又はイに規定する場所に限り、令第32条の規定を適用しパッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 避難階であること。

イ 第1節第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い1、(2)に規定する開口部を有する階であること。

ウ 前イの開口部は、規則第5条の3第2項及び第1節第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い3から5までの規定に適合していること。

(3) スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物又はその部分のうち、地階、無窓階又は煙が著しく充満するおそれのある場所であることにより、規則第13条第3項に掲げる部分にパッケージ型消火設備が設置できない

第2章第2節 第15 パッケージ型消火設備

場合であっても、次のア及びイに適合するものについては、パッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 規則第13条第3項第1号又は第5号に掲げる部分であること。

イ 前アに定める部分で火災が発生したとしても、スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備の有効範囲内からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内であること。

((3)令2・追加)